

社会福祉法人長井福祉会

慈光園デイサービスセンター

「指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(山形県指定 第0671500106号)

当事業所は、利用者に対して訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）サービスを提供します。事業所の概要及び提供されるサービスの内容並びに契約上注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

なお、当サービスの利用は原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象になります。ただし、要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1 事業者

法人名	社会福祉法人長井福祉会
法人所在地	山形県長井市小出 3453 番地
電話番号	0238-88-2711
代表者氏名	理事長 豊野 充
設立年月	昭和 58 年 6 月

2 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問入浴介護事業所（平成 12 年 2 月 1 日指定） 指定介護予防訪問入浴介護事業所（平成 18 年 3 月 14 日指定）
事業所の目的	指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）サービスを提供します。
事業所の名称	慈光園デイサービスセンター
事業所の所在地	山形県長井市小出 3453 番地
電話番号	0238-84-3021
管理者職氏名	部長 吉野 弘子
運営方針	①当事業所において提供する訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）は、介護保険法並びに関係する 厚生労働省令、告示の趣旨 および内容に沿ったものとします。 ②利用者の人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者およびその家族のニーズを的確に捉え、個別に訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。 ③利用者またはその家族に対し、サービスの内容および提供方法についてわかりやすく説明します。 ④適切な介護技術をもってサービスを提供します。 ⑤常に、提供したサービスの質の管理、評価を行います。 ⑥居宅サービス計画（介護予防サービス支援計画）が作成されている場合は当該計画に沿った訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）を提供します。
開設年月日	平成 3 年 4 月 1 日
通常の事業区域	長井市
営業日 営業時間	月曜日から金曜日（ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。） 午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分

3 職員体制

(1) 職員の配置状況

職 種	員 数	常 勤		非 常 勤		摘 要
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管理者	1 人		1 人			社会福祉士
介護職員	8 人		8 人			介護福祉士
看護職員	2 人		1 人		1 人	看護師、准看護師

(2) 職員の勤務体制

職 種	勤務種類	勤 務 時 間
介護職員	早 番	8 時 00 分から 17 時 00 分
	普通番	8 時 30 分から 17 時 30 分
看護職員	普通番	8 時 30 分から 17 時 30 分

4 介護保険の給付対象となるサービスの内容と利用料金

サービスの内容	特殊浴槽による入浴の介助のほか、全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により清拭、部分浴（洗髪、足部の洗浄等）を行います。					
利用料金	【1】（介護予防）訪問入浴介護費					
	要介護度	区分	1回当たりのサービス利用料(円)	自己負担分		
				1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
	要支援 1・2	入浴	8,560	856	1,712	2,568
		部分浴等	7,700	770	1,540	2,310
	要介護 1～5	入浴	12,660	1,266	2,532	3,798
		部分浴等	11,390	1,139	2,278	3,417
	【2】 加算					
	① サービス提供体制強化加算		44 円	1 回につき		
	② 初回加算		200 円	1 月につき（初回のみ）		
③ 介護職員等処遇改善加算		月額合計単位数の 1000 分の 10 に相当する額（端数四捨五入）				
<p>・介護保険から給付サービスを利用する場合は、厚生労働大臣が定めた利用料から介護保険給付費額を除いた金額をお支払いください。</p> <p>・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。また、居宅サービス計画（介護予防サービス支援計画）が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給</p>						

	<p>付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。</p> <p>・介護保険給付対象となるサービス利用料金については、介護保険負担割合証に記載された割合分が負担額となります。</p>
--	---

5 介護保険の給付対象とならないサービス内容と利用料金

※以下のサービスは、利用料金の全額が利用者（契約者）の負担となります。

通常の実業実施区域外への訪問	通常の実業実施区域外にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用する場合にお住まいと長井市境との間の訪問費用をいただきます。	1Kmにつき、 50円
----------------	---	----------------

6 料金の支払い方法

前記の利用料金、食費は1か月ごとに清算し翌月請求いたしますので、月末までに、自動振込（口座振替）の方法でお支払いください。

7 苦情への対応方法

(1) 苦情処理の体制

提供した指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じます。

(2) 苦情相談の受付窓口

当事業所における苦情や相談は、以下の窓口で受け付けます。

苦情解決責任者	園長 皆川善典
苦情受付担当者	部長 吉野弘子
電話番号、ファックス	0238-84-3021 ・ 0238-84-2201
受付時間	午前9時から午後5時（12月29日から1月3日を除く。）
第三者委員	大山 勲（評議員） TEL0238-84-6111 目黒祐子（評議員） TEL0238-84-0763

8 緊急時における対応

サービス提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに連絡等必要な措置を講じます。

9 非常災害対策

サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとるとともに定期的に避難訓練を行います。

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、県、市町村、家族及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

11 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行います。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待の防止のための対策を検討する委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。
- (5) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

12 提供するサービスの第三者評価実施状況

前年度実施状況なし。

令和 年 月 日

訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 〒993-0014
山形県長井市小出 3453 番地
名称 慈光園デイサービスセンター

説明者職氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

利用申込者又は 住所 _____
家族（同意者）

氏名 _____ 印

(利用者との続柄)